

原子力発電所の安全確保等に関する通報措置要領の改定について

2010年3月9日

当社は、浜岡原子力発電所の周辺環境の安全を確保することを目的として、「浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定書」および「原子力発電所の安全確保等に関する通報措置要領(以下、「通報措置要領」という。)」を静岡県ならびに地元4市と締結しています。

このたび、通報措置要領が改定され、1, 2号機の廃止措置計画(※1)に係る「原子炉施設の廃止措置状況」が定期的通報の項目に追加されましたのでお知らせします。

なお、今回改定された通報措置要領については、静岡県のホームページで公表されています。

(公表内容は[こちら](#))

※1 1, 2号機の廃止措置計画は、原子炉等規制法第43条の3の2第2項の規定に基づき、2009年6月1日に、当社から経済産業大臣へ認可申請を行い、2009年11月18日に認可を受けたものです。

当該廃止措置計画では、原子炉施設の解体を安全かつ確実にを行うための全体計画や、至近数年間の解体工事準備期間中に実施する作業(系統除染、施設の汚染状況の調査等)の内容および安全確保対策等を定めています。

([2009年6月1日の廃止措置計画認可申請の内容はこちら](#))

([2009年11月18日の廃止措置計画認可の内容はこちら](#))

以上